

令和 8 年度丸亀市空家対策協議会議事録

- 1 日時 令和 8 年 7 月 21 日（火） 10 時 10 分～11 時 20 分
- 2 場所 丸亀市役所 特別会議室
- 3 出席委員（11 人） （名簿順・敬称略）

◎松永恭二 内海祐次 馬場亮輔 田村聡子
中島美登子 池田幸代 ○砂本 健 鈴木志朗
岩瀬 収 小阪 順 岩倉文和
◎は会長、○は副会長

事務局（6 人）

都市整備部長 伊藤秀俊
建築住宅課 副課長 安藤、室長 松柳、副主任 川田

- 4 議題
第二次丸亀市空家等対策計画の策定について
- 5 配布資料
資料 1
資料 2
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事内容（抜粋）

（事務局）

それでは、丸亀市空家対策協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

始めに、会長及び副会長の選出をしたいと思います。運営規則第 7 条の規定により、「協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長とする。副会長は会長が指名する。」とありますので、会長は松永市長にお願いいたします。

副会長につきましては、会長より指名をお願いいたします。

（会長）

副会長は、砂本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

会長、副会長が決まりましたので、会長より、ご挨拶をお願いします。

・・・会長あいさつ・・・

【会の成立】

(事務局)

ここで、ご報告いたします。

会議の成立は、丸亀市空家対策協議会運営規則第8条第2項の規定により「委員の半数以上の出席が必要」となっております。本日、委員総数12名のうち、11名が出席されており、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

【議事】

(事務局)

それでは、只今から議事に入ります。丸亀市空家対策協議会運営規則第8条第1項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、松永会長に議事進行をお願いしたいと思います。松永会長よろしくお願いします。

(会長)

それでは、会則の規定によりまして、議長として本日の議事進行を努めさせていただきます。円滑な議事運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

では、議題「第二次丸亀市空家等対策計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・・・資料に基づき説明・・・

(会長)

事務局から説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。

(砂本副会長)

老朽危険空き家除却支援事業補助金の1件あたりの限度額は160万円であるが、例年何件分の予算を確保しているのか。

(会長)

予算要求額はいくらか。

(事務局)

毎年、50 件分予算要求しているが、国費の配分状況により補助可能な件数は若干変わる。今年は要望額満額で配分されなかったため、42 件程となる予定。

(砂本副会長)

補助金利用予定であっても、除却後の跡地管理や固定資産税の増加などを理由に所有者が取りやめることもある。補助金以外でも支援策があると良いのでは。

(内海委員)

実態把握調査で老朽度及び危険度ランクを判定しているが、D ランクは管理不全空家等、E ランクは特定空家等のように、ランク分けと特定空家等・管理不全空家等は一致するのか。

(事務局)

実態把握調査は外観調査のみであり、特定空家等・管理不全空家等の認定とは一致していないが、C・D ランクは管理不全空家等相当、E ランクは特定空家等相当、というイメージで判定している。

(砂本副会長)

活用については、一番最初の段階として、4 月からマッチング事業を開始している。すでに 26 件の登録があり、媒介契約成立に至ったものも 3 件ある。

(小阪委員)

長屋は一部屋でも居住があると空き家ではないとのことだが、長屋は古いものが多く、修理もされず放置されている。何か対応できないのか。

(砂本副会長)

除却補助金は長屋の一部でも利用可能であり、空き家相談から売却まで至った事例もある。

(小阪委員)

地域には空き家になって 10 年足らずでも屋根が落ちるなど危険な状態のものがあるが、所有者は遠方にいるようで連絡先が分からない。このようなケースはどのようにすれば良いのか。

(砂本副会長)

例えば、隣の方が市役所に相談すれば、市が所有者へ連絡してくれる。

市役所へ直接言いづらい場合は、地域の役員会場で地域担当職員に伝える方法もある。

(馬場委員)

空家法でも、まずは所有者の責任と明示されており、地域のコミュニティが所有者にプレッシャーをかけることも大事。

登記を調べる等、民間でできることもあるので、地域での予防も重要。

(鈴木委員)

空家法改正で空家等活用促進区域が設定できるようになったが、検討はされているのか。二項道路の要件が緩和されるようであるので、ぜひ検討して欲しい。

(事務局)

検討はしているが、他計画と整合させる必要があり、本日の資料に落とし込めるところまで至っていない状況。引き続き、検討していく。

(会長)

それでは、他にご質問がないようですので、以上で本日予定されておりました議事は、全て終了いたしました。ご意見をもとに実態調査を実施いたします。委員の皆様におかれましては、円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございます。

以上